

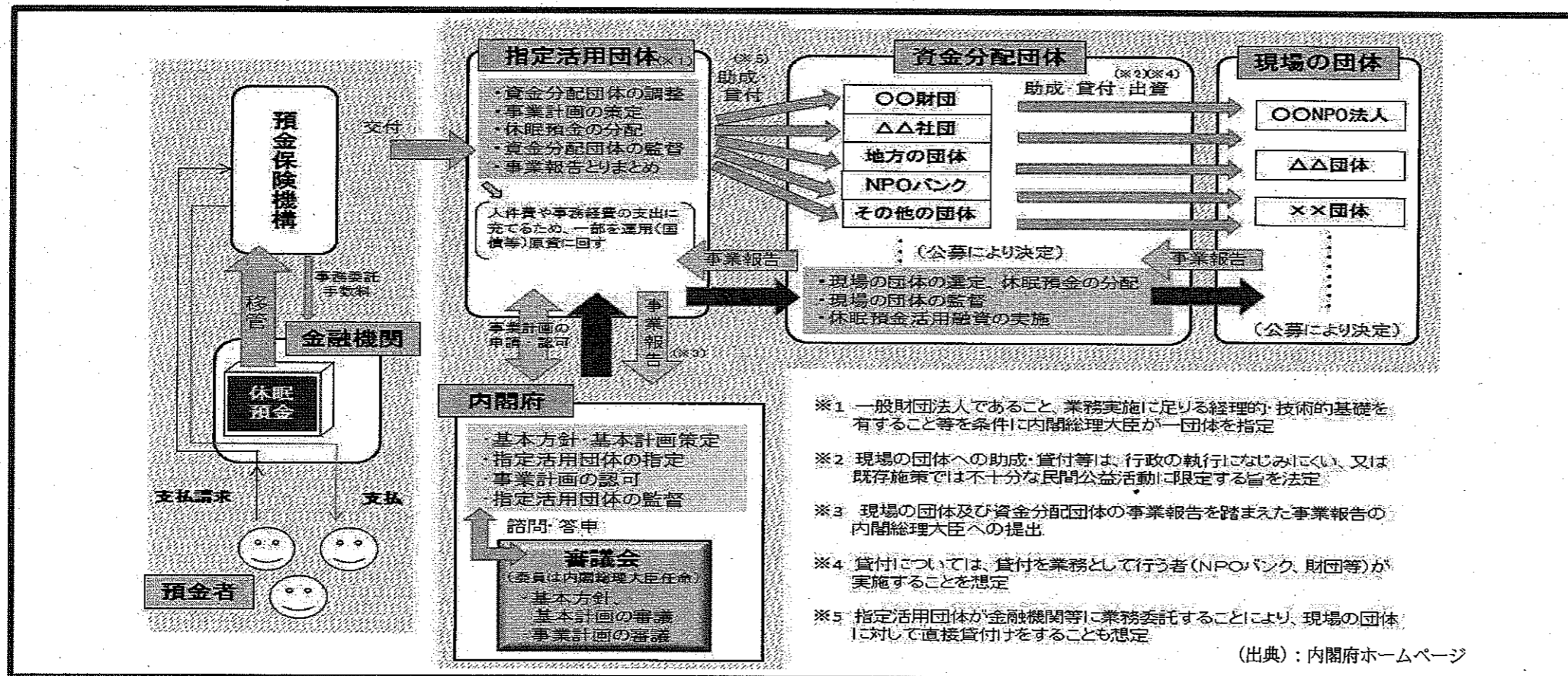
「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金活用法」)について

1 休眠預金活用法の概要

- 預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置されたままの預金等が、払戻額を差し引いても毎年700億円程度発生することから、こうした休眠預金を活用して民間公益活動を促進することを目的として、平成28年12月2日に成立した議員立法。
- 休眠預金活用法は公布の日(平成28年12月9日)から1年6月以内に全面施行されるが、運用開始まで3年前後かかる見通し。

2 休眠預金の移管・管理・活用のイメージ

休眠預金は所定の手続きを経たうえで、「預金保険機構」に移管し、「指定活用団体」に交付され、公募により決定する「資金分配団体」に一旦助成・貸付された後、NPO法人や自治会等の民間公益活動に対して助成・貸付・出資される。



<指定活用団体>

資金分配団体に対し助成、貸付け等(民間公益活動促進業務)を行う。民間公益活動の促進を目的とする一般財団法人の中から1団体が内閣総理大臣により指定される。

<資金分配団体>

民間公益活動を行う団体に対し助成、貸付け、出資等を行う。指定活用団体が公募し、選定する。地域の実情に詳しく実績のある中間支援団体が想定されており、既存の団体でいえば、全国的に助成事業を展開している日本財団のような助成団体や、中央共同募金会、コミュニティ財団・市民ファンド(全国で60団体程度)、NPOバンク(全国で15団体程度)等が想定されている。

なお、資金分配団体の選定基準等に関しては、指定活用団体が策定する「民間公益活動促進業務規程(平成31年春頃を予定)」や内閣総理大臣が策定する「基本計画」(平成31年夏頃を予定)において定められることになっており、今後の審議会での議論を踏まえて検討される予定。

3 休眠預金等交付金の活用

- 交付金の対象活動は、①子ども及び若者の支援 ②生活困窮者等の支援 ③地域活性化等の支援 ④①から③までに準じるものとして内閣府令で定める活動としている。
- 複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等や活動成果に係る目標に着目した助成等、民間団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。

法律成立後のスケジュール（イメージ）

